



高齢者お元気予報 (第7回)

「明るく・楽しく介護予防」地域包括支援センターだより

認知症フォーラムでドキュメンタリー映画を鑑賞

皆さんは認知症になった自分や家族、大切な人を想像することはできるでしょうか？

地域包括支援センターでは令和元年度から認知症フォーラムを開催し、多くの住民の皆さんに認知症について考えていただく機会を持っていただいています。

令和3度は雪がちらつく2月6日(日)、ハーティーセンター秦荘大ホールでドキュメンタリー映画『認知症の母と耳の遠い父と離れて暮らす私—ぼけますから、よろしくお願ひします。』を鑑賞しました。映像作家である娘の信友 直子さんが自らカメラを回し、広島



県呉市で暮らす両親の1200日間を撮った記録映像。助け合いながら、ふたりの大切な時間を過ごす老夫婦の生活に徐々に進行していく妻の認知症と懸命に介護する夫を切なく、そして何よりも優しくカメラは記録していきます。最後に流れる認知症が始まる以前と現在の夫婦の姿を対比した映像に、参加者は思いを巡らせました。



万全な新型コロナウイルス感染症予防対策の中、11名のキャラバン・メイトの皆さんにお手伝いいただき、99名の方に参加いただきました。アンケート調査では、認知症の理解が深まったとのご意見を多くいただき、実りあるフォーラムになりました。

☎ 地域包括支援センター(愛知川庁舎) ☎0749-42-4690

みんなのこくほ

愛荘町国民健康保険

人間ドック・脳ドック助成のお知らせ



申込期間が変更となりました!! 助成金額が各コース3,000円増額となります!!

愛荘町国民健康保険では、被保険者の健康づくりの一環として、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成します。

助成申込期間：令和4年4月27日(水) から
令和4年6月9日(木) まで
8時30分～17時15分
※土日・祝日の受付はありません。

助成対象期間：令和4年6月1日(水) から
令和5年1月31日(火) まで
この期間内の人間ドック・脳ドック
受診が助成対象となります。

助成対象者：愛荘町国民健康保険に加入して
いる18歳から74歳までの方
※国保税に滞納がある場合は申
込みできません。

助成申込書：人間ドック・脳ドック助成申込書(特定
健康診査受診券裏面)は4月下旬頃に郵
送する特定健康診査の案内に同封しま
す。ただし、40歳未満の方には郵送され
ませんので、住民課(保険年金係)また
は秦荘サービス室までお越しください。

助成申込方法：人間ドック・脳ドック助成申込書(特定
健康診査受診券裏面)に必要事項を記入
して、助成申込期間内に住民課(保険年
金係)または秦荘サービス室へご持参く
ださい。助成申込期間を過ぎますと申
込みできません。また、郵送、FAXでの申
込みはできません。

※なお、人間ドック等の受診は必ず全ての項目を受けてください。コース内容を変更して受診されると、助成
できない場合があります。

☎ 住民課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7692

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊀=申し込み先 ㊁=問い合わせ先

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ 令和4・5年度の後期高齢者医療制度の 保険料率をお知らせします

令和4年4月1日から保険料率を改定します。

● 令和4・5年度の保険料率(年額)

区 分	保険料率	
	現行(令和2・3年度)	改定後(令和4・5年度)
被保険者均等割額	45,512円	46,160円
所得割率 ※	8.70%	8.70%
年間保険料上限額	64万円	66万円

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

● 令和4年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されま
す。(令和3年度からの変更はありません。)

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

■ 均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

■ 均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額(43万円)+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下

■ 均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
基礎控除額(43万円)+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
※年金・給与所得者の数は、令和3年中の給与収入が55万円を超える方、または65歳以上で公的年金等
収入額125万円を超える方が該当します。

おひとりごとの新しい保険料の額は、令和4年7月に郵便でお知らせ
します。

滋賀県後期高齢者医療広域連合ホームページ

(<http://www.shigakouiki.jp/>) で保険料額の試算ができます。

☎ 住民課(愛知川庁舎)

☎0749-42-7692

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077-522-3013

